

別紙（乙）

沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領

第1 通則

この要領は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が厚生労働省所管の国庫補助金の交付を受け、簡易水道等施設に係る事業を施行する場合に準拠すべき事項を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の定めるところによって定められたものである。

第2 沖縄簡易水道等施設整備費に関する定義ならびに国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設
国庫補助の対象となる「簡易水道等」の定義ならびに国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設は次のとおりとする。

ただし、国庫補助対象に要する費用（全体工期に係る補助対象事業費）が1,000万円に満たない事業を除くものとする。

区 分		定 義	国庫補助対象事業	国庫補助対象施設
簡 易 水 道 等	簡 易 水 道 施 設	「簡易水道」とは、101人以上5,000人以下を給水人口とする水道をいう。	<p>公衆衛生上必要があると認められる、次に掲げる簡易水道事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 簡易水道施設を新設する事業。 2 市町村が、簡易水道施設を拡張する事業（ただし、過去において整備されたものを除く。）であって、次のア又はイに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ア 拡張しようとする計画給水量が原則として従前の計画給水量の20%以上である場合。 イ 拡張しようとする区域の計画給水人口が原則として従前の計画給水人口の20%以上（ただし、50人未満は除く。）又は200人以上である場合。 3 施設基準に適合しない簡易水道施設を改良する事業で厚生労働大臣が認めた事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に定める施設及び当該施設設置のための必要な最小限の用地及び補償費 <ul style="list-style-type: none"> (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設 (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設 (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設 (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設 2 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮設事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設 (2) 給水装置
	広 域 簡 易 水 道 施 設	「広域簡易水道」とは、簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として200m以上の連絡管で連絡した5,000人を超える給水人口を有する単一の水道をいう。	公衆衛生上必要があると認められる広域簡易水道施設を新設する事業	簡易水道施設の国庫補助対象の欄を準用する。
	飲 料 水 供 給 施 設	「飲料水供給施設」とは、50人以上100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設の総体をいう。	公衆衛生上必要があると認められる飲料水供給施設を整備する事業	<p>簡易水道施設の国庫補助対象施設欄の1の(4)の次に次の1項を加えて、当該欄を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。 <p>ただし、給水栓及び立上り管を除く。</p>
	上 水 施 設	「上水道」とは、5,001人以上を給水人口とする水道をいう。	公衆衛生上必要があると認められる上水道施設を新設する事業及び厚生労働大臣が認めた上水道施設を整備する事業	簡易水道施設の国庫補助対象の欄を準用する。

第3 事業計画の基準

水道施設の計画は、水道法第5条の定めるところによる。

第4 全体事業計画

事業が単年度で完成することが困難な場合においては、次の書類を厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 継続費または債務負担行為に関する書類
- (3) 年度別事業計画書
- (4) その他の参考資料

この場合においては、当該年度に係る補助対象事業についてのみ沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱の定めるところにより市町村に対して国庫補助金を交付するものとする。

第5 補助申請の手続き

1. 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、沖縄県知事（以下「知事」という。）が指定する日までに別紙様式（1）により申請書類を作成し、知事に提出し、知事は別紙様式（1）を審査し、とりまとめのうえ関係書類を添えてこれを厚生労働大臣に提出するものとする。
2. 市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において事情の変更により補助金の追加交付又は一部取消しを受けようとするときは、沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金追加交付（一部取消し）申請書を別紙様式（1）により作成し、前項の提出方法に準じ厚生労働大臣に提出するものとする。
3. 市町村は、1又は2の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

第6 補助金の概算払い

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

第7 交付決定までの標準的期間

知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から原則として2月以内に交付決定を行うものとする。

第8 事業計画の変更

市町村は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる事項を変更しようとするとき（第5の2のときを除く。）は、別紙様式（1）により事業計画変更申請書を作成し、変更理由書を添付のうえ、これを厚生労働大臣に提出し、その承認（竣工期日の変更については指示）を受けるものとする。

- （1）給水区域
- （2）給水人口
- （3）給水量
- （4）構造物（貯水池、さく井、取水井、ポンプ室、沈殿池、ろ過池、薬品混和池、滅菌装置、配水池等の施設をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項
 - ア 施行場所（100メートル以内の変更の場合を除く。）
 - イ 形状寸法及び材質（当該構造物の原計画能力に変更を生じない程度の変更の場合を除く。）
 - ウ 数量（当該構造物の設置数量をいう。）
- （5）管渠（構造物の附帯設備である管渠を除く。）にあつては、総延長の30%以上の増減が生じた場合
- （6）工事しゅん工期日（30日以上遅延する場合に限る。ただし、工事が翌年度にしゅん工する場合は、本項による手続によらず第15（事業の繰越し）によりその手続をすること。）

第9 使用の制限

市町村は交付を受けた補助金を国庫補助対象水道施設事業以外の費用に使用してはならない。

第10 事業実績報告書等の提出

1. 補助金の交付を受けた市町村は、当該事業に関する事業実績報告書を補助金交付決定通知書に指定された日までに知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式（5）による年度終了実績報告書を知事に提出するものとする。
2. 事業実績報告書等の書類の様式は、別紙様式（2）によるものとする。
3. 市町村は、第5の3のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。
4. 市町村は、第5の3のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（3の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式（6）により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は4の報告があつた場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

第11 補助金調書

市町村は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式（3）によ

る沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第12 報告の徴収等

厚生労働大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた市町村に対し、当該事業の工事の実施状況、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ又は検査を行うことができる。

第13 中止又は廃止

1. 市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において当該補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を作成し、知事を経由して、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2. 1の書類の様式その他必要な事項に関しては、別紙様式（4）による。

第14 状況報告

市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該事業実施に伴い交付要綱により算定された補助対象事業費が減少し、これにより補助金の一部が不用となったときは、直ちに当該事業の補助対象事業費が減少するに至った理由その他必要な事項を記載した書面（別紙様式（4）による。）を知事を経由して、厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第15 事業の繰越し

1. 国庫補助対象事業は、当該年度内に完了しなければならない。なお、当該事業着手後やむを得ない事由のため当該年度内に事業着手又はしゅん工の見込みのないものについては、事業計画変更（繰越し）申請書を作成し、知事を経由してこれを当該年度の2月20日までに厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、翌年度に繰り越した事業は、やむを得ない事由のため当該年度内にしゅん工の見込みのない場合、若しくは第8の事業計画の変更があった場合に限る。
2. 1の申請書には、繰越ししなければならない理由を具体的に記載するものとし、かつ書類の様式その他必要な事項に関しては別紙様式（5）による。

第16 返納

市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合は、その指定期日までに国庫に納付しなければならない。

第17 取消し

厚生労働大臣は、補助金の交付を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）第8（事業計画の変更）及び第13（中止又は廃止）による承認を受けなかったとき。
- （2）第9（使用の制限）及び第18（事業完了後においても従うべき条件）を遵守しなかったと

き。

- (3) 第11（補助金調書）による調書を作成しておかなかったとき。
- (4) 第15（事業の繰越し）により指示を受けなかったとき。
- (5) 第19（財産処分）の2による納付をしなかったとき。

第18 事業完了後においても従うべき条件

市町村は、事業完了後においても、おのおのの目的に従い、善良なる管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的運営を図らなければならない。

第19 財産処分

1. 市町村は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格50万円以上の機械及び器具については、厚生労働大臣の定める期日まで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
2. 厚生労働大臣の承認を受けて1の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の一部を国庫に納付させることがある。

第20 契約時の措置

工事契約締結の際は、「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

第21 その他

特別の事情により第2、第5及び第10に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。